平成２７年（フ）第３３１２号
東京都杉並区今川２－１－８　浅井荘201、住民票上の住所東京都杉並区今川２丁目１－８　浅井方
破産者　若竹　由樹
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３０号
東京都中野区新井５丁目19―１―101
破産者　森　眞由美
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３３１号
東京都北区豊島５丁目５－７―801
破産者　結城　弘子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７４号
東京都杉並区善福寺１丁目19―22―205
破産者　石井　順子
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７５号
東京都杉並区善福寺１丁目19―22―205
破産者　石井　静香
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３７８号
東京都目黒区柿の木坂２丁目27―18―203
破産者　山口　和基
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３３９８号
東京都町田市鶴川５丁目２－４―404
破産者　佐藤　利治
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３４０２号
東京都葛飾区南水元２丁目19―19―106
破産者　樋口　健浩
1　決定年月日　平成27年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２３５９号
東京都江東区木場２丁目13番21号
破産者　新和印刷株式会社
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９４号
東京都町田市原町田２丁目13番２号
破産者　株式会社アーネット
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８１５号
埼玉県草加市旭町２丁目３―39　藤波貸家３号、開始決定時の住所埼玉県北葛飾郡杉戸町清地６丁目16―８
破産者　辻村　利子
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９８号
千葉県習志野市大久保１丁目20番７号
破産者　有限会社正木工業
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９号
千葉県習志野市大久保１丁目20―７―101
破産者　正木　明夫
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０７７号
東京都練馬区向山４丁目21―27　シンフォニーA101
破産者　長内　好之
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４７号
東京都葛飾区西水元２丁目12番18号
破産者　ウォーターケア株式会社
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１４８号
東京都港区高輪２丁目20―29―406
破産者　山口　昭雄
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８３号
東京都渋谷区上原１丁目17番14号
破産者　株式会社アベインターナショナル
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２１８４号
東京都渋谷区上原１丁目17―14
破産者　安部　　達
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０９号
千葉県市川市湊新田１丁目６番15―106、商業登記簿上の本店所在地千葉県市川市行徳駅前１丁目26番15号
破産者　有限会社エムフィジカル
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１０号
千葉県市川市湊新田１丁目６―15―106
破産者　長野　　盟
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３０号
東京都西東京市芝久保町４丁目19―６
破産者　佐野日出夫
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２３４号
千葉県佐倉市西志津１丁目11―８―612
破産者　川村　昭雄
1　決定年月日　平成27年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部